介護保険負担限度額認定申請の特例減額措置について

　本人または世帯員が市町村民税を課税されているときは、利用者負担段階第４段階に該当し補足給付の支給対象となりません。ただし、高齢夫婦世帯で一方が施設に入所し、食費・居住費を負担した結果、残された配偶者の在宅での生計が困難となるような場合は、第３段階②とみなして補足給付を行います。この特例の対象は以下の①～⑥の全てを満たす方です。

■　対象要件

　特例減免措置を受けられるのは、次の６つの要件いずれにも該当する方です。

確認□　①市町村民税課税者がいる世帯で２人以上の世帯

　　　　　※世帯分離をしている配偶者がいる場合を含みます。

　　　　　※施設入所のために世帯分離した場合は同一世帯員とみなします。

　　　　　（以下②から⑥も同様）

確認□　②介護保険施設又は地域密着型老人福祉施設の入所者

　　　　　※ショートステイは対象外です。

　　　　　※施設退所後は、認定証の返還が必要です。

確認□　③世帯の年間収入金額から施設の利用者負担額の年間見込額を除いた額が８０万円以下

　　　　　※世帯の年間収入金額とは、全ての世帯員及び配偶者について、サービスを受けた日の属する年の前年の公的年金等の収入金額と年金以外の合計所得金額（長期譲渡所得又は短期譲渡所得の特別控除の適用がある場合には、控除すべき金額を控除した額）の合計額をいいます。

　　　　　※高額介護サービス費の支給見込みがある場合は、利用者負担額から控除して判定します。

確認□　④全ての世帯員及び配偶者の現金、預貯金、合同運用信託、公募公社債等運用投　　　資信託及び有価証券の合計額が４５０万円以下。

確認□　⑤全ての世帯員及び配偶者が「その居住の用に供する家屋」及び「その他日常生活のために必要な資産」以外に利用し得る資産を有していない。

　　　　　※日常生活を営む上で収入を得るために最低限必要である資産（田、畑、店舗等）については「その他日常生活のために必要な資産」に含めて除外します。

確認□　⑥全ての世帯員及び配偶者が介護保険料を滞納していない。

　　　　※第１号被保険者は介護保険料、第２号被保険者は加入している健康保険料。

■　減額の適用

　上記対象要件③に該当しなくなるまで、食費または居住費のいずれか、あるいは両方について負担段階第３段階②の負担限度額を適用します。

■　認定証の有効期限

　負担限度額認定証の発行日の属する年度の翌年度の７月末日又は施設退所日までとします（発行日が４月から７月までの場合は、当該月の属する年度の７月末日又は施設退所日までとします。）

■　申請時に必要な添付書類

　特例減額措置の適用を受けるためには、下記の申請書、申告書及び確認用添付書類が必要です。全ての世帯員及び配偶者の方の分も含めて全ての書類を揃えてご提出ください。

（１）介護保険負担限度額認定申請書（特例減額措置）および資産等申告書

　　　表面の対象要件①から⑥全てに該当するかどうかを確認しますので、同意書欄も含めて漏れなくご記入ください。

（２）施設における利用料、食費、居住費がわかる契約書等の写し。

（３）全ての世帯員及び配偶者の所得金額を証する書類（所得証明書、源泉徴収票、年金支払通知書、確定申告書等）の写し。

（４）全ての世帯員及び配偶者の預貯金等の状況が確認できる書類（預貯金通帳等）の写し。預金通帳の表紙等の金融機関・口座番号・名義が分かるページのコピーと申請日から直近２ヵ月前までの取引が確認できる残高記載のページのコピーを添付してください。

（５）全ての世帯員及び配偶者の固定資産台帳の写し。

　　　※最新年度で、土地、家屋全てが記載された証明書を添付してください。（共有名義も含みます。）

（６）本人および申請者の方の身元確認ができる書類（郵送の場合は原本の写し）

　＜１点で身元確認ができるもの＞※公的機関で発行された写真付きの書類

　　運転免許証、住基カード（写真付き）、個人番号カード（表面）等

＜２点で身元確認ができるもの＞※公的機関で発行された写真無しの書類

　介護保険被保険者証、介護保険負担割合証、公的医療保険の被保険者証、

　住基カード（写真無し）、年金手帳、公共料金の領収書　等

（７）登記事項証明書の写し（成年後見人、保佐人、補助人が申請する場合）

申請およびお問い合わせ先

男鹿市　市民福祉部　介護サービス課　介護班

〒010-0595　秋田県男鹿市船川港船川字泉台６６－１

TEL:0185-24-9119　FAX:0185-32-3955